

飼料規制

国内産牛のBSE対策

◆新たにBSEに感染させない

→① 飼料規制

◆BSE感染牛を流通させない

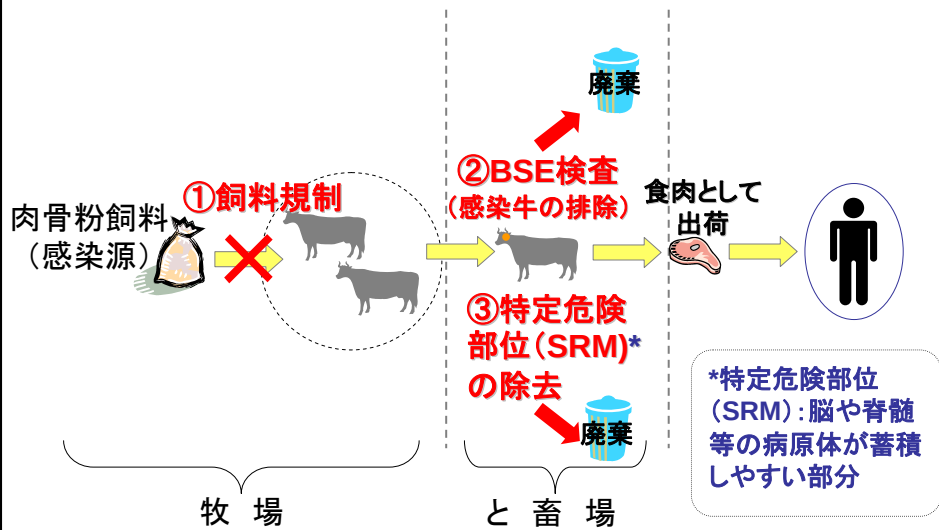
→② BSE検査

◆人に感染させない

→③ 特定危険部位(SRM)の除去

牛の脳や脊髄等の病原体が蓄積しやすい部分

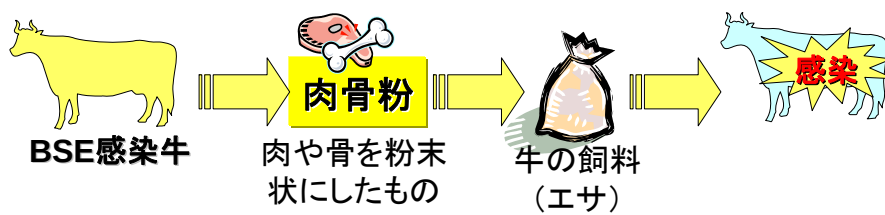
国内産牛のBSE対策



2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

3

飼料規制の背景: BSEの感染源

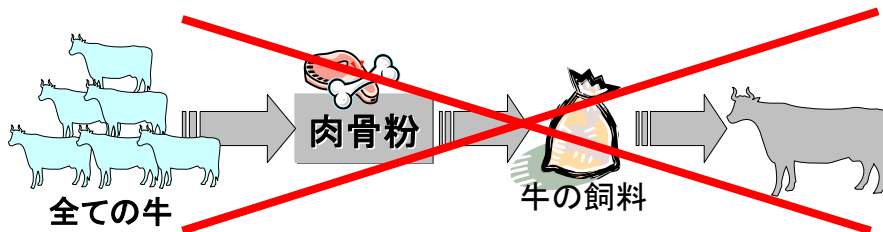


BSEの感染源は、感染牛を原料とした**肉骨粉**を使った**飼料**

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

4

飼料規制とは



牛を肉骨粉に加工することを**禁止**

肉骨粉を使用した飼料を牛に与えることを**禁止**

感染をシャットアウト

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

5

飼料規制の徹底状況

◆飼料工場での肉骨粉飼料混入検査結果

	承認 飼料工場	その他 飼料工場
2001年2月 ～ 2001年5月	0/ 73	0/ 9
新たな検査方法を追加		
2001年6月 ～2004年3月	0/ 794	0/ 126

⇒牛用の飼料への肉骨粉の混入はない

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

6

飼料規制の有効性

◆ 飼料規制実施(2001年10月)前後でのBSE感染牛頭数の比較

	生年月日	感染頭数
規制前	～2001年10月生まれ	33頭
規制後	2001年10月～生まれ	1頭※

⇒飼料規制で新たなBSE感染を防止できている

※規制後の1頭は2002年1月生まれであり、牧場に残っていた規制前の飼料が原因と推定

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

7

BSE検査

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

8

BSE検査とは

◆BSE検査

- 牛の脳を採り、BSEに感染しているかを調べる
- 2001年10月からBSE検査を実施
- 食肉処理場で行う

◆BSE検査の限界

- 牛が一定の年齢に達するまではBSE検査をしても感染がわからない
 - 感染後2~8年の潜伏期間がある
 - 潜伏期間の間に病原体が牛の体内に蓄積される
 - 生まれてすぐ感染しても蓄積まで時間がかかる

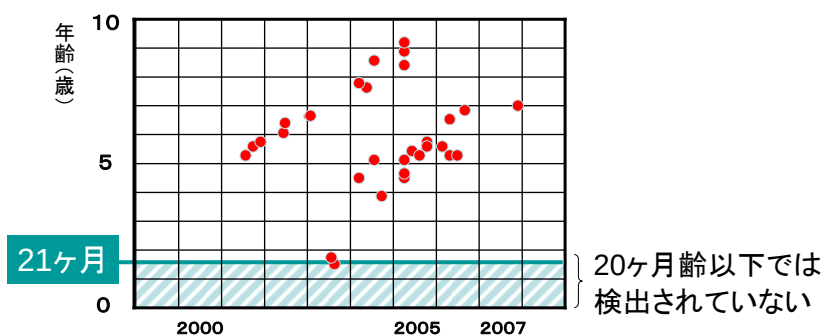
2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

9

BSE検査の限界

- ◆ BSE検査が有効となる年齢は、現段階では科学的に定めることはできない
- ◆ これまでの検査の実績から21ヶ月齢以上と決定

日本におけるBSE感染牛の感染検出年齢



2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

10

国産牛肉と米国・カナダ産牛肉との リスク評価の比較

結論

現段階では国内産牛肉と比較するためのデータが不足し、輸出プログラムの実効性も評価できないため、BSEリスクの科学的な評価はできない。

ただし…

輸出プログラムが遵守されれば、
米国・カナダ産の牛と国産牛の
リスクの差はほとんど無いと考えられる。

よって…

食品安全委員会は、農林水産省に対して
輸出プログラムが実際に守られているかどうか、
調査・報告を要請。

輸出プログラムとは

- ◆ 米国およびカナダ政府と取り決めた
日本へ牛肉を輸出するために守るべき条件

1. 特定危険部位(SRM)の除去

- － 病原体の蓄積しやすい脳や脊髄等の**特定危険部位(SRM)**は必ず除去する

2. 20ヶ月齢以下と証明される牛

- － 国内産牛も**20ヶ月齢以下**はBSE検査対象外であり、これと同じ条件にする
(BSE検査の限界)

国内産と北米産輸入牛肉の対策比較

□ : 輸出プログラム

